

意思決定支援を踏まえた 後見事務について

意思決定支援が求められる背景

～良かれと思って周りが決める社会から
心からの希望に基づいて本人が決める社会へ～



意思決定支援の基本的考え方

～だれもが「私の人生の主人公は、私」～

はじめに

私の体験をふりかえろうー誰もが当事者ー

①

あなたの人生を振り返ってみましょう。
特に印象に残った「決定・選択」にはどんなものがありましたか？

②

そのとき、あなたはどんな風に「決定・選択」しましたか？
誰かに相談しましたか？何かに背中を押されましたか？決めることに悩んだとしたら、それはどうしてですか？

③

もしもそのとき、あなたの周りのすべての人が、あなたの「決定・選択」を無視して、反対の方向に強引に進めたとしたら、どのようなことが起き、あなたはどのような気持ちになるでしょうか。



こんな時、あなたなら、 どうしますか？

知的障害があり、グループホームに暮らすFさんは、
ある日突然、「犬を飼いたい」と訴えてきました。

Fさんの気持ちを考えた時、
あなただったら、どのように対応しますか？

このグループホームは、
ペットを飼うことを禁止しています。



- ①グループホームでは犬を飼えないことを説明し、説得する
- ②グループホームにお願いして、犬を飼えるようにしてもらう
- ③

6

こんな時、あなたなら、どうしますか？

支援者Aさんの考え

- 大きな犬を飼いたいと言っても、そもそもペット一度も育てたことないよね・・・？
- このグループホームはペット禁止なんだし、諦めてもらうよう説得するしかないか・・・。
- 万が一何かあってからでは遅いし、私も責任は取れないし・・・。正しい選択ができるように導いてあげるのも意思決定支援だね。
- どうしようかな。頭ごなしで言っちゃうと怒るだろうし。・・・そうだ！ぬいぐるみだったらグループホームでも大丈夫だろうし、Fさんも喜ぶだろうから、大きな犬のぬいぐるみを買ってあげよう！

支援者Bさんの考え

- Fさんが「犬を飼いたい」と言っているのだから、それをとことん実現してあげるのが意思決定支援でしょう。
- とにかくグループホームにお願いして、犬を飼えるように働きかけなきゃ。それでもだめなら、犬が飼えるよう住まいを見つけて転居するしかないか。
- 本人が決めたことなんだから、その結果、グループホームを追い出されちゃったり、お金が無くなっちゃったりしたとしても、自己責任だね。

あなたの考え方に近いのは①②③？

- 2分間で考えましょう（個人ワーク）。
- 後ほど解説を行います。

なぜ「意思決定支援」への関心が高まりつつあるのでしょうか？

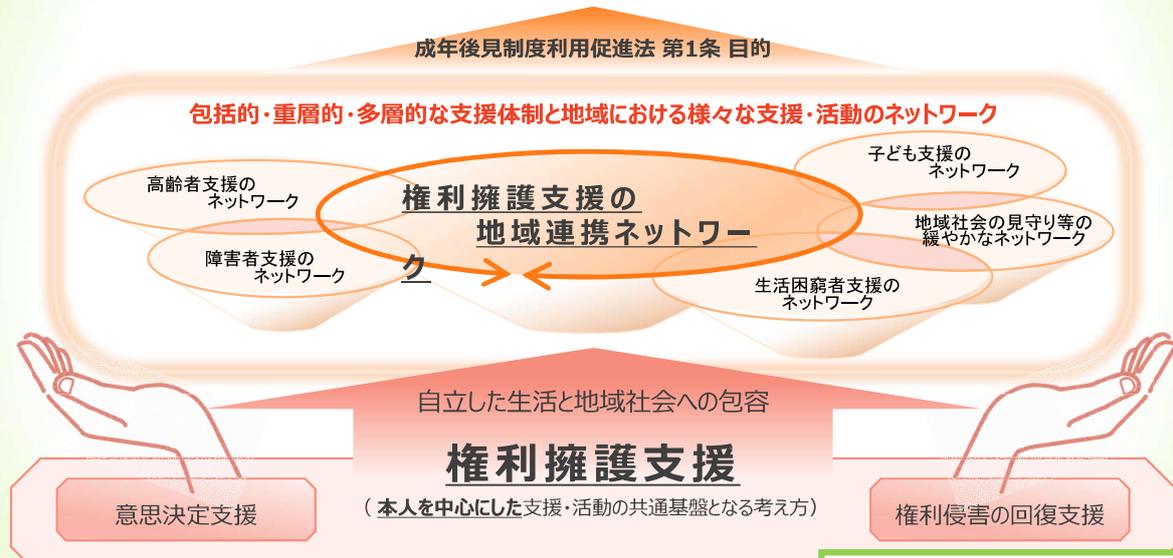
8

- 2014年1月 障害者権利条約を日本が批准
 - 批准国は、代行決定制度から「支援付き意思決定」制度への転換が求められた。
- 2017年3月 成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定
 - 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善のために、財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した後見人の選任・交代が求められた。
- 2017年3月～2020年10月 「意思決定支援」ガイドライン登場
 - 障害福祉サービスを受けている人、認知機能が低下しつつある人、人生の最終段階において医療ケアが必要とされている人、成年被後見人など、さまざまな対象者を支援するための、「意思決定支援」ガイドラインが厚生労働省等から策定された。
- 2022年8月 国連障害者権利委員会による対日審査
- 2022年10月 同委員会による総括所見（勧告）

第2期 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 ～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現



第13回成年後見制度利用促進専門家会議
(2022年5月18日) 資料1-2を引用

障害者権利条約第12条 障害者権利委員会の総括所見 (2022/10/7)

28. 一般的意見第1号 (2014年) 法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に**勧告**する。

(a) **意思決定を代行する制度を廃止**する観点から、**全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正**すること。

(b) **必要としうる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組み**を設置すること。

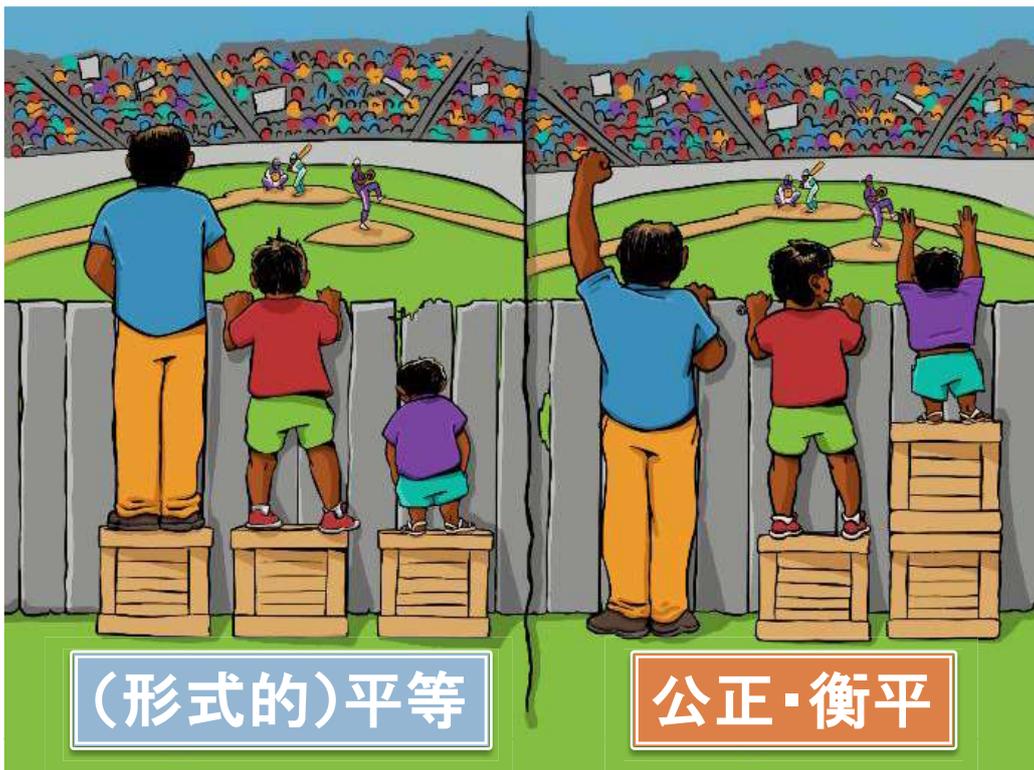
障害者権利条約のコンセプト

障害のあるすべての人々が
他の人と平等に、自ら選択
することのできる機会を保障
= Choice (選択)

地域社会の中で生活する権利、
(本人にとって) 意味のある生
活を送ることを保障
= Control (自己管理)

『医学モデル』⇒『社会モデル』
支援付き意思決定の仕組みの確立

意思決定支援や合理的配慮(調整)
が目指す方向性は？



意思決定支援(支援付き意思決定)を適切に理解するための4つのポイント

- 支援付き意思決定（意思決定支援）は、障害者権利条約に基づく「**社会モデル**」「**人権モデル**」の考え方が基礎にあること。
- 本来の意思決定支援は、**どんな人にも意思がある**ことを大前提に、「**本人の心からの希望**」の探求から始まるものであること。
- 意思決定支援を取り組むにあたっては、最善の利益に寄りがちな「**支援者フィルター**」や周囲の理解も含めた「**支援者側の壁**」がある。そのため、ガイドライン等を活用し、意思決定支援に取り組みやすくなる**チーム体制の構築**が重要であること。
- 意思決定支援のゴールは個々の意思決定そのものではなく、本人の**チョイス&コントロール**（選択と自己管理）が保障されることで、**自己効力感**が高められていくことに重要な意義があること。

意思決定支援の 基本姿勢とプロセス

私のことは、 私とともに 決めてほしい

～意思決定支援をふまえた
後見事務のガイドラインを学ぶ～

1 意思決定支援と代行決定

意思決定支援における後見人等の立ち位置

本人と支援者の本質的な関係 ①

本人（支援の受け手）は、支援者との関係において、
対等な立場に立ちにくい心理的制約を抱えている。

「おそれ」

こんなこと言ったら、
〇〇してもらえなく
なるかも…。

「あきらめ」

言っても
しょうがない…。

「自己抑制」

お世話になっているのに、
わがまま言えない…。

本人と支援者の本質的な関係 ②

支援者の価値観による…

- 利益
- 保護
- 安全

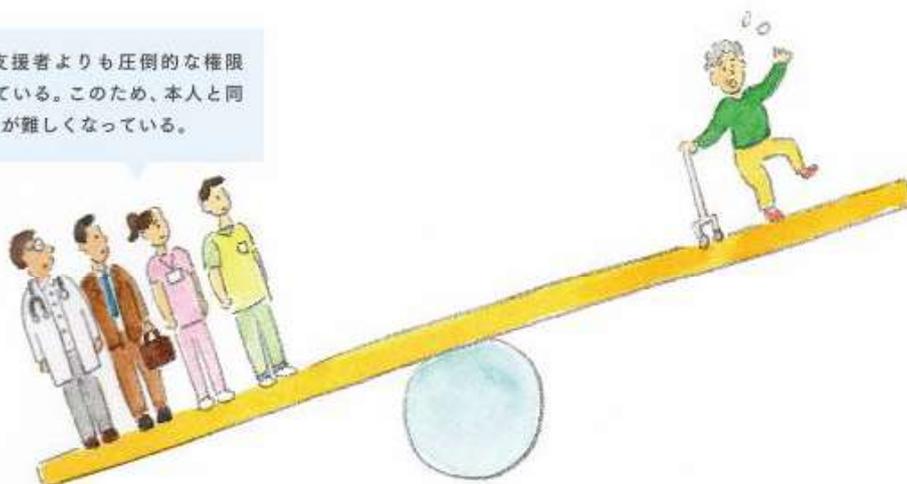
緊張関係

目的の非対称性

本人の・人間としての…

- 個人の自由
- 尊厳
- 生き方の選択

後見人等は、他の支援者よりも圧倒的な権限（代理権等）を有している。このため、本人と同等の立場に立つことが難しくなっている。



厚生労働省 後見人等を対象とした意思決定支援研修 第1章16頁より引用

ロールプレイ -体験から考えよう①-

自分の意思を確認してもらえない、表明しても無視されるロールプレイ

【あなたの状況】（設定）

- あなたは80代で、脳梗塞の後遺症により失語症を発症しています。
- 有料老人ホームに入所中ですが、家に帰りたと思っています。
- 有料老人ホームは、居心地が良いわけでもなく、食事も美味しくないと感じています。
- 孫のような若い職員に生意気な口をきかれ、バカにされているような気持ちになります。
- そんな中、今日久しぶりに後見人が面会に訪れました。

ロールプレイ

1

- あなたは、言葉をうまく発することができません。
- あなたは、首をうまく動かせないので、話しかけられても、頷くことすらできません。

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」
スライドより引用

ロールプレイ -体験のフィードバック-

memo

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」
スライドより引用

ロールプレイ -体験から考えよう②-

自分の意思を確認してもらえない、表明しても無視されるロールプレイ その2

【あなたの状況】（設定）

- あなたは50代で自閉症です。
- グループホームへ入居し、作業所へ通っています。
- 趣味は傘を集めることです。傘は、幼い頃に雨のなか母親と楽しく遊んだ思い出のあるものであり、楽しい子ども時代の象徴です。
- 集めてきた傘に囲まれているととても落ち着いた気分になります。一方で、傘が無くなると、自分の居場所が無くなってしまふような気持ちになり、不安になります。
- そんな中、今日久しぶりに後見人が面会に訪れました。

ロールプレイ

2

- あなたは、言葉をうまく発することができません。
- あなたは、気持ちを外に表現することができません。

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」
スライドより引用

ロールプレイ -体験のフィードバック-

memo

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」
スライドより引用

当事者の言葉から（残念な事例）①

● スマホを選びにヘルパーと一緒にショップまで行って、欲しいものを何時間もかけて決めたのに、後見人に契約を依頼したら、（何の相談もなく）黒のガラケーが郵送されてきて、本人はとても悲しんだ。

（障がい者団体）

● 本人のために日用品や嗜好品の購入をしたが、後見人より「必要ない」「お金を使いすぎ」との話があった。施設側の説明不足もあったが生活状況等をまったく確認もしていない状況であり疑問に感じた。

（障がい者施設）

● 本当は、施設から出たいと思っているのに、職員は取り合ってくれない。後見人に連絡しようにも、年に1、2回しか施設に来てくれず、いざ相談しても「施設の人とよく話し合ってください。」と言われてしまった。話を聞いてもらえない。

（被保佐人・電話相談）



厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

当事者の言葉から（残念な事例）②

●関係者全員で施設入所の検討を始めたところ、後見人は本人の意思を確認することなく、特別養護老人ホーム以外の選択肢を認めない。また、本人の意思を確認した上で他の選択肢を提案しても、後見人は聞く耳を持たず、ケア会議への参加を拒否し欠席した。

（障がい者支援団体）

●サービス担当者会議において、本人がどのようなサービスを利用したいか、発言しようとしているのに、「時間がないから」「現実的ではないから」といって後見人が決めてしまった。

（障がい者支援団体）

●「面会に来ない」「面会に来ても聴聞するのみ」「本人のための積極的なサポートがまったくない」「管理のみ」「施設任せ」

（本人のご家族）



厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

当事者の言葉から ①

●後見人は月1回程度しか面談しないため、本人のことをあまり知ることができない。そのため普段から本人と関わりのある支援者の視点も大切にして、本人の意思を汲み取ることができるよう活動して欲しい。

（障がい者団体）

●障害を持つ場合、本人との意思疎通を取ることが難しいため、後見人は施設職員等と連携を取ることが多くなるが、本人の代弁者という意識をもって、支援してほしい。

（障がい者団体）

●特に後見類型の場合は、包括的代理権が後見人に与えられるため、本人が不在（の代行決定）なことがある。後見類型であっても本人に意思を確認の上、常に本人中心の支援をして欲しい。

（障がい者団体）

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

当事者の言葉から ②

● 本人の意思を尊重した結果、多くの人を選択しない方法を実現しようとする、「責任が負えない」という後見人がある。逆に、後見人が代理代行決定したこと（の結果責任）にどのような責任を負っているのか。

（障がい者団体）

● （意思決定による）将来の結果を引き受けるのは本人である。チームで決めたから免責になる（共同決定したからよい）ということではない。とにかく後見人や周囲の人は、緊張感を持って取り組んでほしい。

（障がい者団体）

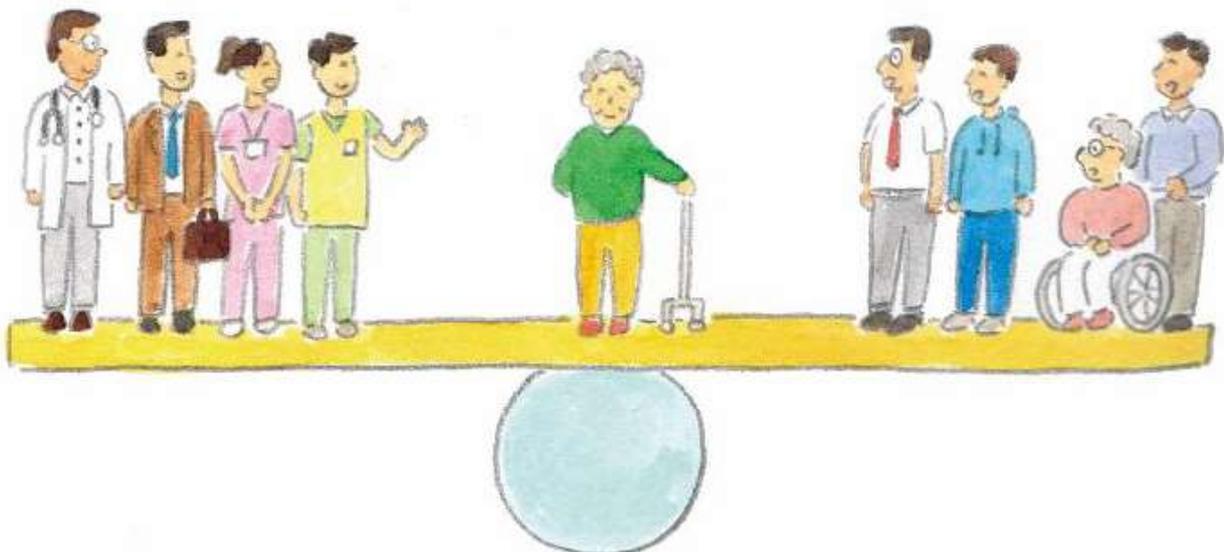
● 与えられた権限について、裁量があるからといって無限定に行使して良いわけではない。意思決定支援のプロセスを常に意識し、まずは、チーム全体で、本人による意思決定のベストチャンス（最適な環境）を整えるための努力を忘れないでほしい。

（障がい者団体）

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」スライドより引用

チームの弊害を意識した支援

関係のバランスがとれた状態。



本人はどんな後見人・支援者等を望んでいるのでしょうか？

認知症の人に聞く

令和3年度社会福祉推進事業国庫補助事業 権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制強化のための研修のあり方調査研究事業 モデル研修動画「権利擁護支援～必要とする人の声」より一部抜粋

1 意思決定支援と代行決定

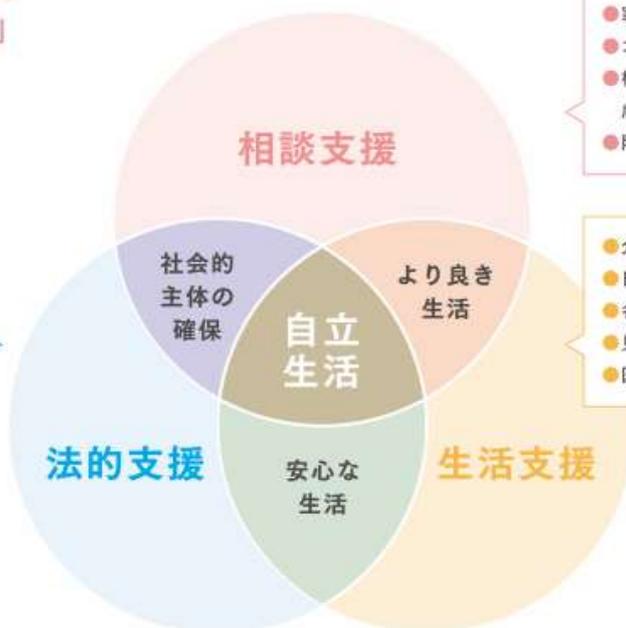
意思決定支援における後見人等の立ち位置

権利擁護を考える際の支援の3つの輪

「いずれの支援も専門職と
非専門職の関与がある。」

日本福祉大学権利擁護研究センター
「権利擁護がわかる意思決定支援」より

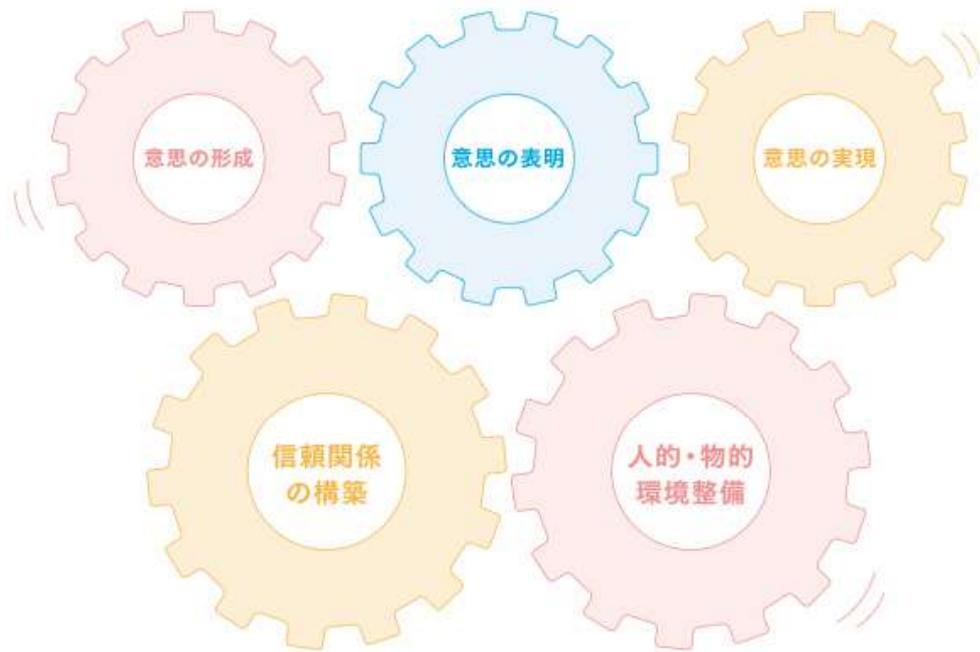
- 成年後見制度
- 紛争解決
- 虐待救済
- 財産管理
- 法的助言



- 家族・友人の関わり
- コミュニケーション支援
- 相談支援(包括・基幹相談センター)
虐待対応も含む
- 障害認知受容

- 介護・福祉サービス(居宅)
- 日常金銭管理
- 各種保証
- 見守り
- 医療的ケア

意思決定支援の主な要素



信頼関係の構築 / ①本人を知る

- 定期的な面談等により、本人とよくコミュニケーションをとる。
- 周囲の支援者から、本人にとって最適なコミュニケーション方法及び本人の過去、現在について情報収集した上で、本人がこれからどのように生活したいと考えているのか等について話し合う。
- 本人の表情、感情に関する記録、生活史、人間関係、価値観や健康観の情報から、本人の好き嫌い等を知ることができる。



環境整備 / ①人的環境整備

周囲の人の態度や関係によって、
本人の意思決定は影響を受けます。

●尊重する態度

本人の意思を尊重する態度、本人が安心できるような態度で接することが基本です。

これまでの生活や、家族関係を知った上で接することがポイントとなります。

●信頼関係

本人との間に信頼関係があると、本人は安心して思いを表現しやすくなります。

●関係性への配慮

立ち会う人への遠慮などから、本人は思いを十分に表現できない場合もあるため、関係性への心配りが必要となります。



環境整備 / ②物的環境整備

物理的環境や時間帯等によっても、
本人の意思決定は影響を受けます。

●慣れた場所で

初めての場所や慣れない場所では、本人は緊張したり混乱したりします。

このような場合は、本人の意思を十分に表現できないことがあるため、なるべく本人が慣れた場所で意思決定支援を行うことが望まれます。

●一番力を発揮できる時間帯で

時間的ゆとりを確保し、緊張や混乱がなく、本人が一番力を発揮できる時間帯で意思決定支援を行うことが望まれます。



意思の形成への支援

適切な情報、環境、認識の下で、
意思が形成されることを支援します。

意思を決定するためには、その内容についての適切な情報が必要となります。

例1 メニューから注文しようとしても、
メニューが読めなければ選べない。

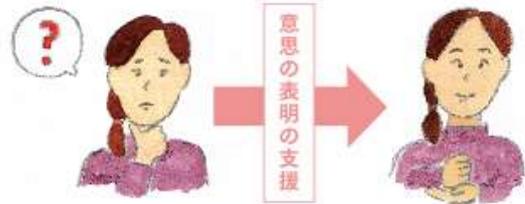
- 本人に伝わる説明が必要。
- 短く、ゆっくりと、分かりやすく。

例2 メニューが読めたとしても、
食べたことがない料理を選ぶことは難しい。

- 「冷やし中華」「麻婆豆腐」が何か知らない人は、それを選ぶことができない。理解できる説明が必要。
- 絵や写真、実物を見せる、試食することによって、何を食べるか（食べないか）、決めることができる。

例3 考えを邪魔するような働きかけがあると、
決めることは難しい。

- 「冷やし中華」か「麻婆豆腐」か食べるものについて悩んでいるのに、ずっと「飲み物を何にするか」の決断を迫られると、考えがまとまらない。



意思の表明の支援

形成された意思を適切に表明・表出することを支援します。

心の中で決めていても、それを表明・表出するには、適切な環境が必要となります。環境整備が重要となります。

例1 「今すぐ決めて！」など、決断を迫る態度で支援者が接すると、本人は心からの希望を表明しにくい。

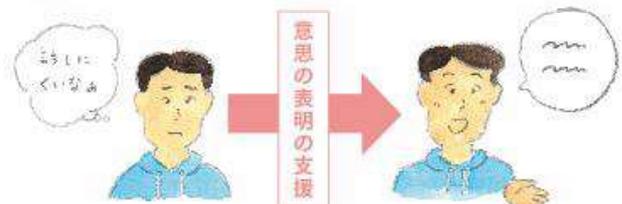
- 本人と時間をかけてコミュニケーションをとることが重要です。

例2 「前、〇〇って言ったでしょう？今更変えないで」など、本人の以前の発言の責任を問う態度で支援者が接すると、本人は心からの希望を表明しにくい。

- 本人の示した意思は、時間の経過や本人がおかれた状況等によって変わりうるということを許容し、最初に示された意思に縛られることなく、適宜その意思を確認します。

例3 本人「〇〇」→「あれ？」

- 本人の表明した意思が、本人の信条や生活歴、価値観等から見て整合性がとれない場合や、表明した意思に迷いがあると考えられる場合等は、本人の意思を形成するプロセスを振り返り、再度意思を確認する。



意思の実現の支援

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することを支援します。

表明された本人の意思を実現し、生活に反映することの支援です。

例1 本人の意思が無視されたり否定されたりすることが続くと、本人の意思形成、意思表示の意欲は弱まる。

● 「〇〇したい」ということを無視され続けると、何を言わなくなる。

例2 意思実現のプロセスにおいても、本人がその能力を最大限に活用して参加することが、エンパワメントとなる。

● 「〇〇を食べたい」という意思が表明された場合、支援者が料理をして食事介助をしてしまわず、可能な限り、本人が買い物や調理から参加したり、自分の力で食事を取ったりすることで、本人が自分自身の力を感じることができる。

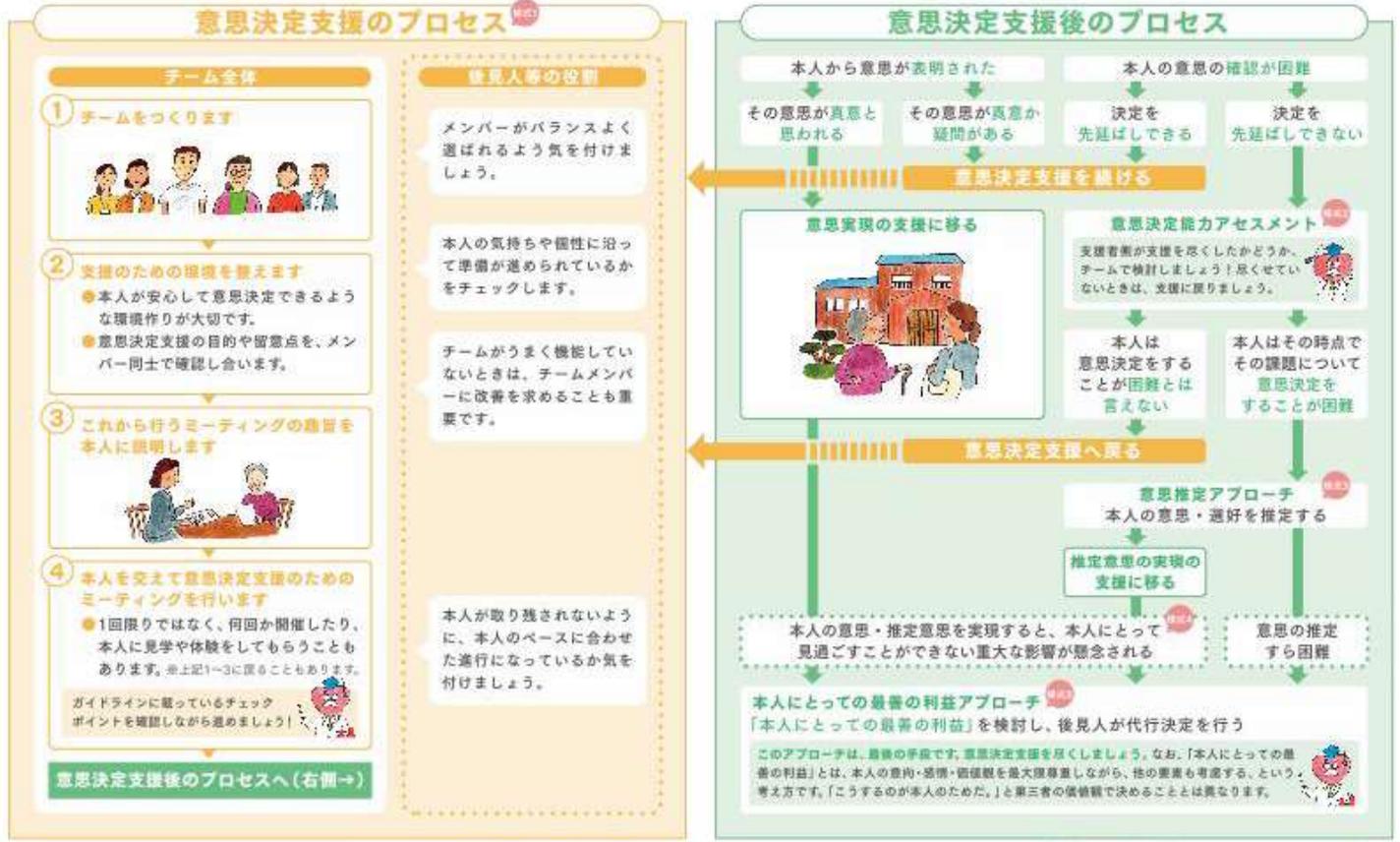


映像で学ぶ意思決定支援
～意思決定支援を踏まえた
後見事務ガイドラインの実践に向けて～

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？
本人にとって重大な影響を与えるような
契約等をする場合は、意思決定支援が必要です。

- 例
- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
 - 自宅や高額な資産を売却する場合
 - 特定の親族に対する贈与を行う場合 など

すべての人には、自分のことを決める力があるというのが支援の出発点です。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、チームで行います。



※「様式1-5」は、対応するアセスメントシートの様式です。

3 意思決定支援をふまえた後見事務のガイドライン 意思決定支援のプロセス

演習事例の登場人物

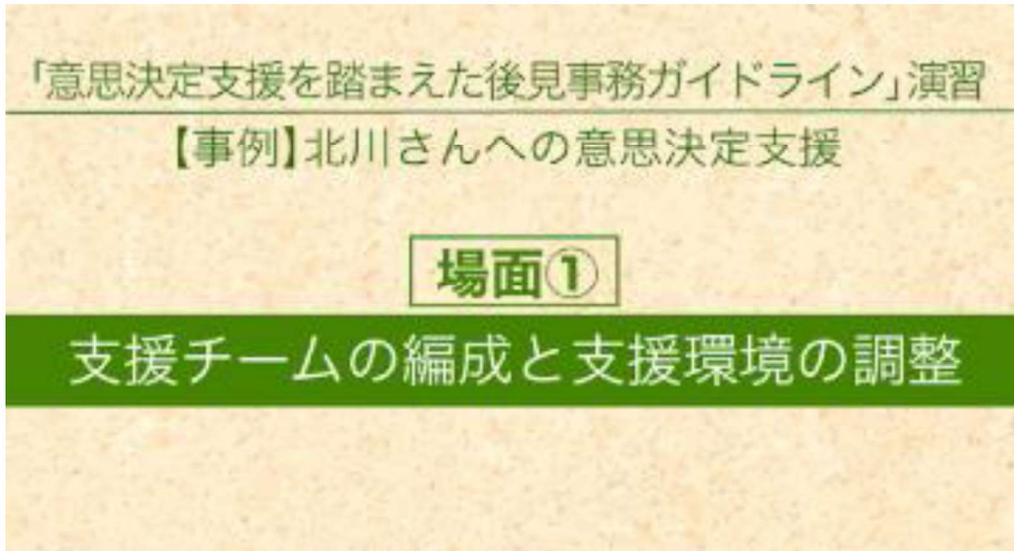
北川 太郎さん … 66歳、自宅に独居。てんかんがあり、療育手帳を所持。年金と生活保護を受給。要介護1。家の近くにあるデイサービスを週2回利用する契約をしているが、ほとんど利用できていない。しかし、デイサービスに朝夕、顔を出しに来ている。



- 山村さん …… 北川さんの保佐人
- 杉田さん …… 市の権利擁護センター担当者(中核機関)
- 東条さん …… ケアマネジャー
- 西野さん …… デイサービス相談員
- 南さん …… 北川さんが利用しているデイサービスの看護師
- 松本さん …… 北川さんが以前利用していた訪問サービスのヘルパー

※本演習はガイドラインの参考事例として掲載されている「居所の決定における意思決定支援」をもとに作成しています。

演習映像（場面1）



演習（場面1）

視聴した場面1について、以下の点を話し合ってみましょう。

- Q1. 北川さん本人の意思を汲み取れていると思いますか？
なぜそのように感じたのかについても考えてみましょう。
- Q2. あなたがこの会議に出席しているとしたら、本人を交えたミーティングに向けて、他にどのようなことを話し合いますか？

演習映像（場面2）

「意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン」演習

【事例】北川さんへの意思決定支援

場面②

本人への趣旨説明

演習（場面2）

視聴した場面2について、以下の点を話し合ってみましょう。

- Q1. なぜ北川さんの好きなこと・嫌いなことを確認したのだと思いますか？
意思決定支援とどのように関わるのかを考えてみましょう。

本人への趣旨説明とミーティング参加に向けた準備

●キーパーソン[®]から、
本人に予めミーティングの趣旨を説明する。

- 支援メンバーの情報。
- ミーティングの予定日時、場所。
- 自分で自分のことを決めていくことが大切であること。
- 意思を決めていくためにメンバーができる限り協力すること。
- 本人の意思を尊重し、受け止めてくれるメンバーがいるので安心して意見を述べてよいことなど。

※キーパーソン：本人が信頼している意思決定支援者の一人。

●趣旨説明時において、本人が自分の思いを誰かに伝え、人に聞いてもらうことが、ミーティング参加に向けた準備ともなる。

●本人が何か思いを伝えようとしている場合には、耳を傾けることが重要である。

ミーティングの招集

ミーティングの進行管理者において、関係者を招集する。

- 参考事例の場合は、中核機関職員が、関係者を招集しました。

演習映像（場面3）

「意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン」演習
【事例】北川さんへの意思決定支援

場面③

本人を交えたミーティング

演習（場面3）

視聴した場面3について、以下の点を話し合ってみましょう。

- Q1. 映像の中ではどのような場面で
“会議のルール”を活用していましたか。
- Q2. ガイドラインの11ページと12ページには、意思形成支援、意思表示
支援におけるポイントが書かれています。
映像の中では、北川さん本人が自分の気持ち、意見を言えるように、
どのような工夫を採用していましたか。気づいたことを挙げてください。
また、これからの実践で参考に出来そうなことを挙げてください。

本人を交えたミーティング

後見人等は、権利擁護者として…

- ルールに沿った意思決定支援プロセスが行われているか注視する。
- 本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう主催者・参加者に促す。

【配慮するポイント】

- 本人の特性を踏まえつつ、本人の置かれている状況について分かりやすく説明できているか。
- 意思決定事項に関連する本人の意思や考えを十分に引き出せているか。
- 本人のペースに合わせた進行となっているか。

| | |
|---------------|---|
| 意見や希望 | 母に教えてもらったやり方で、薬も間違えないように飲んでいる。食べ物のことも自転車の事も口を出されてうるさい、サービスはいらない。 説明者からミーティングの趣旨を説明すると、渋々了承。(デイサービス職員の出席については)相談員なら来てもいい。 |
| Ⅲを終えⅣをどう工夫するか | 本人の考えをもっとよく知る、かつての支援者に、支援を求める必要性を確認。 ケアマネジャーが、以前の訪問介護事業所と連絡をとり、ミーティングに出席可能かどうか打診することとした。 |

コメントの追加 [8]: 課題そのものや、ミーティングの方法等について、本人の考え、意見や希望を記載します。

IV. 本人を交えたミーティング (〇月〇日〇時～、本人宅で、会議体で実施)

| | |
|------------------------------|---|
| 参加メンバー | 保佐人、中核機関職員、ケアマネジャー、デイサービス相談員、以前利用していたホームヘルパー事業所の所長 |
| 検討の内容 | ホワイトボードシートとリーフレットを用いて、本人の理解を促進。 趣旨説明時に示された本人の選好、意思意向の表示→服薬管理方法の確認、主治医の見解の確認→サービスについての本人の意向確認→自転車の損害賠償保険の紹介 |
| 支援者の姿勢 (全てチェックが付くように支援する) | <ul style="list-style-type: none"> ■支援者らの価値判断を先行させていない。 ■本人の理解と支援者らの理解に相違はない。 ■選択肢を提示する際の工夫ができています。 ■決断を迫るあまり、本人を焦らせていない。 ■本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て整合性がある。 ■意見を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はない。 |
| Ⅱで検討した支援の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ■実施できた □実施できなかった 理由: |
| 本人の考え 意見や希望 | 以前利用していたホームヘルプサービス事業所の参加を大変喜んだ。選好、生活への意向はⅢのまま。(サービスについては)「前みたいところに来て欲しい」と変化があった。 |
| 具体的な結論 | 訪問看護とホームヘルプサービスの利用手配を望むようになった。 損害賠償保険の加付をすることになった。事業者の次所を望む姿勢も解消された。 |
| 再度意思決定支援を行う必要性 | <ul style="list-style-type: none"> □ある(支援者らの評価・解釈に大きな相違や対立がある、意思に揺らぎが見られるなど)理由: ■なし |

コメントの追加 [9]: ガイドライン p.10～11 の「第3の3(5)本人を交えたミーティング」に対応する部分です。Ⅱで検討した支援を実施しながら、本人を交えたミーティングに参加(時として主催)し、検討した事項を「検討の内容」に記載します。

コメントの追加 [10]: 支援者が本人の意思を尊重する姿勢で臨むことができていないかをチェックします。この内容欄はガイドライン p.11～12 に掲載されており、全てにチェックがつくことが望ましい欄です。

コメントの追加 [11]: 決まったことや、決まらなかったことを記録します。なお、1度のミーティングで無理に決める必要はありません。

コメントの追加 [12]: 「本人を交えたミーティング」を実施しても意思が決定されない場合は多くあります。再度意思決定支援を行う必要性を検討し、記録します。意思決定を先延ばしすることができる場合には、さらに支援を継続するために、Ⅱ～Ⅴのプロセスを繰り返し実施し、その内容をその都度記録していきます。

V. その後の状況

その後、ケアマネジャーがホームヘルプサービスと訪問看護サービス導入のプランを作成、保佐人として本人が契約できるよう支援した。本人は「うちに人がくる」ことを大変喜んで受け入れた。デイサービスに朝夕と顔を出すことを止めることはなかったが、看護師も顔を会わせないように工夫し、状態も落ち着いている。

意思が表明された場合

● 表明された意思が本人意思であることを慎重に確認する

- 意思決定支援が適切にされていないおそれがある場合。
- 本人が表明した意思に関し、チームメンバー内の評価・解釈に齟齬や対立がみられる場合。



再度、意思決定支援を行う

- 本人の意思に揺らぎがみられるような場合は、一定期間見守り、表明された意思が最終的なものであるかを確認する。

● アセスメントシート様式1（個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート）に記録。

● 本人の意思決定に沿った支援を展開。

意思決定や意思確認が困難とみられる局面

意思決定支援を尽くしたにもかかわらず…

● 本人の意思や意向を把握することが困難な場合

- 本人とのコミュニケーションが困難である場合。
- 本人の意思の揺らぎが大きい場合。 など

さらに…

● 法的保護の観点から決定を先延ばしにすることができない場合

● 本人の意思決定能力のアセスメント（評価）

● 意思決定をすることが困難であると判断された場合

● 代行決定のプロセスに移行する

※ 「しばらくこのまま」で良いのであればあえてここで決めずに、積極的に見守り、タイミングを待つということも十分考えられる。

演習事例のその後

【状況の変化】

- 3年が経過。訪問看護師や主治医の助言を聞き入れ、本人は週2回、デイサービスで昼食をとるようになった。
- 施設併設のデイサービスにおいて、「俺も爺になって歩けなくなってきた、インコと一緒にここにくるかな」と言うようなこともあった。
- ある時、脳梗塞を起こして入院、重度の麻痺が残り、歩くことができなくなった。保佐人は主治医から、「言語障害、脳血管性認知症もある」と告げられた。



【意思決定のためのあらゆる支援】

- 退院に向け、医療ソーシャルワーカーや保佐人が本人の退院後の意向を確認しようとしても、本人は全く答えることがなかった。
- 療養型の病院に入院するか、特別養護老人ホームに入所するか、在宅での生活を試みるか、選択肢は3つあり、本人に対して絵や写真を使って説明し、文字ボードを使って意思の表明ができるよう試みた。
- しかし、本人は目は開けているものの、反応がなかった。1週間おきに時間帯を変えて同様の試みを行ったがうまくいかなかった。医師や言語聴覚士、他の支援者にも助言を求めたが、現時点では他の支援手段が見当たらないとのことであった。唯一、インコの写真を見せたところ、本人は目を見開き、声を挙げた。

意思決定能力アセスメントの方法

- 支援を尽くしたといえるかどうか、チーム内で検討。
- 意思決定能力は、あるかないかという二者択一的なものではない。
- 意思決定能力は、支援の有無や程度によっても変動する。
- 本人に意思決定能力がないと決めつけることなく、意思決定に必要な4つの要素を満たすことができるように、後見人等を含めたチーム全体で支援をすることが必要。

意思決定能力の4つの要素

意思決定能力は、あるかないかという二者択一的なものではなく、支援の有無や程度によって変動するもの。4要素を満たすことができるように、チーム全体で支援をすることが必要。



これらの4つの要素について、実践上可能な工夫・努力を尽くしたかどうかをチーム内で検討チェックした上で、意思決定能力のアセスメントを行い、アセスメントシート様式2に記録する。

【様式2】 個別課題発生時における意思決定能力のアセスメントシート
記入例・解説

この様式は、①本人の意思決定や意思確認が困難とみられ、かつ、②決定をこれ以上先延ばしにすることができない場合に使用します。

I. 概要

| | | | | | |
|--------------------|--|-----|-------|--------|-----|
| 本人 | 〇〇 〇〇 | 記入者 | △△ △△ | 本人との関係 | 保佐人 |
| テーマ (課題となる意思決定) | 退院後にどこで生活をするか | | | | |
| 過去の支援状況 | ■【様式1】添付 | | | | |
| 実施日 | 〇年 〇月 〇日 〇時 〇分～ 〇時 〇分 場所 (〇×病院カンファレンスルーム) | | | | |
| 検討メンバー | 中核機関、地域包括支援センター、元ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー、看護師、保佐人 | | | | |

II. 意思決定能力アセスメント

| | |
|--|--|
| 前提 (決定期限) | 意思決定の期限が迫っており、これ以上延長できない状態か？ ■延長できない (期限：〇年 〇月 〇日まで) □延長できる ⇒ 【様式1】へ戻る。 |
| A 意思決定を行う場面で通常必要と考えられる4要素につき満たされないものがあるか？ | ■本人が関連情報について理解できなかった □本人が関連情報について記憶保持できなかった □本人が関連情報について比較検討できなかった ■本人が意思を表現できなかった 根拠：医療ソーシャルワーカー、保佐人が現在の状況を伝え、退院の意向を複数回確認したが、本人は答えられなかった。医師からは言語障害、脳血管性認知症の影響が大きいとの所見。 |
| B 支援者側が上記期限までに実行可能な意思決定支援を尽くしたか？ | ■期限までに可能な支援は全て尽くした 支援内容：本人に絵や写真・文字ボードを使って説明や意思表示の支援を試みたが、本人は目を開けているものの反応がなかった。1週間おきに時間帯を変えて同様の試みを行ったがうまくいかなかった。医師や言語聴覚士、他の支援者にも助言を求めたが、現時点では他の支援手段が見当たらないとのことであった。 □実行可能な支援が残されている ⇒ 【様式1】へ戻る。 |

コメントの追加 [1]: 意思決定能力は、あるかないかという二者択一的ではなく、支援の有無や程度によって変動します。
したがって、意思決定能力アセスメントでは、本人の能力 (A) だけではなく、支援者が十分意思決定支援をしたといえるかどうか (B) も同時に評価の対象となります。
意思決定支援が十分にされているかどうかは、意思決定支援アセスメント (様式1) の状況を踏まえて判断しましょう。

⇒上記アセスメントの結果、

- A・Bいずれも当てはまる (支援を尽くしても、意思決定を行う場面で通常必要と考えられる4要素のうち満たされない要素がある)
⇒ 本人は、その時点で、その課題について意思決定をすることが困難と評価される
意思推定アプローチ (様式3) へ
- それ以外
⇒ 意思決定支援に戻る (様式1)

「意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン」より引用

本人の意思推定アプローチ

本人ならば、どのような意思決定をしていたのかを推定する

- 後見人等を含めたチームで実施。
- 表情や言動、行動に関する記録、生活史、人間関係等様々な情報を把握。
- 根拠を明確にしながら本人の意思及び選好を推定。

後見人等は、権利擁護者として、十分な根拠に基づいて意思推定が行われているか、関係者による恣意的な意思推定が行われていないかどうか等を注視

- 本人意思が推定できる場合には、本人の信条・価値観・選好に基づいて支援を展開。

本人意思とは異なって解釈される可能性があることから、慎重な取扱いが求められる

- アセスメントシート様式3（意思推定に基づく代行決定に関するアセスメントシート）に記録。

【様式3】 意思推定に基づく代行決定に関するアセスメントシート
記入例・解説

この様式は、意思決定能力アセスメント（様式2）の結果、「本人は、課題について意思決定することが困難と見られる局面」において使用します。

I. 概要 ■【様式2】と同じにつき記載省略

| | | |
|--------------------|---|--------|
| 本人 | 記入者 | 本人との関係 |
| テーマ (課題となる意思決定) | | |
| 過去の支援状況 | <input type="checkbox"/> 【様式1】添付 <input type="checkbox"/> 【様式2】添付 | |
| 実施日 | 年 月 日 時 分～ 時 分 場所 () | |
| 検討メンバー | | |

II. 意思推定に基づく代行決定を行うにあたっての検討

| | |
|--|---|
| 前提（決定期限） | 意思決定の期限が迫っており、これ以上延長できない状態か？ ■延長できない（期限： 〇年 〇月 〇日まで） <input type="checkbox"/> 延長できる → 【様式1】へ戻る。 |
| 本人が自ら意思決定をすることができたとすれば、どのような意思決定を行うかを推定できるか？ | ■推定可 → 推定意思の内容 ・推定内容：今まで一緒に過ごしていたインコと共に、デイサービスと同じような環境で暮らしたい。 ・理由：これまで本人は自宅での生活を継続しながら、ヘルパーやデイサービスの支援を受けていた。自分のことは自分でするといった価値観や母親譲りの自己流のやり方を誇りに感じており、他者からの介入や制約には反発することが多かった。他方、インコをかわいがっており、インコの写真を見せた際に唯一反応を返す等、インコとのやりとりが本人の生活の一部であり、重要な価値観となっているように思われる。以前から体調の悪化を自覚しており、「歩けなくなった、インコと一緒にここにくるかな」と度々発言していたことから、今なお自宅での生活を希望するとは考えにくく、インコを預かってくれるデイサービス併設の特別養護老人ホームへの入所を希望することが合理的に推定される。療養型病院への転院という選択肢もあるが、制約に不満を抱きやすい性格からすると、施設よりも自由の制限が大きい療養型病院での生活は希望しないことが合理的に推定される。 なお、施設では、本人の自己流のやり方を尊重しながらのケアが求められるだろう。 <input type="checkbox"/> 推定困難 → 理由 |

「意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン」より引用

に不満を抱きやすい性格からすると、施設よりも自由の制限が大きい療養

| | |
|--|---|
| | るだろう。 □推定困難 ← 理由 |
| 本人の意思推定のために明確な根拠となり得るエピソード、情報提供者、関連資料など | ①これまでのエピソード 今後希望する生活についての発言 …「インコと暮らしたい」「好きなものを食べて暮らしたい」「自分でできることは自分でやりたい」「俺も爺になって歩けなくなった、インコと一緒にここにくるかな」 本人が嫌がっていたこと …「食べ物のことも自転車のことも口を出されてうるさい」、制約的な言動をする看護師を怒鳴るなど、自由が制限されることを嫌がる 不慣れな状況、人がいるとイライラしやすい 「うちに人がくることを大変喜んで受け入れた」 長年ホームヘルプサービスを使っていた ②意思決定能カアセスメント時の状況 ほとんど反応はなかったが、唯一、インコの写真を見せたところ、目を見開き、体を起こそうとして声を挙げた。 ③情報提供者 検討メンバー及び主治医・在宅ケア時のヘルパー ④関連資料 ケアプラン、訪問介護記録、サービス実施記録票、本人情報シート、インコの写真 |
| 代行決定に当たっての留意事項 ※チェックできない項目がある場合には、第1～第3原則に沿った支援ができていたかどうか、チームで再度検討してください。 | ■結論が先にありきになっていない。 本シートが結論の後付けの根拠資料として使われていない。 ■本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていない。 ■支援のしやすさを優先していない。 ■支援者のための根拠付けになっていない。 (サービスの利用を検討している場合のみ) ■サービス利用ありきになっていない。 |

➡上記検討の結果、

■推定意思の実現を支援する。

□推定意思を実現すると本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される

⇒本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される場合の検討（様式4）へ

□意思の推定すら困難

⇒最善の利益に基づく代行決定の検討（様式5）へ

コメントの追加 [1]: 本人の意思を推定するためには、本人の生活上の意向や好き嫌い、価値観等を把握しておく必要があります。

これらの情報は、本人の日常生活やサービス提供場面における本人の表情や感情、行動に関する記録などの情報に加えて、これまでの生活歴、人間関係等様々な情報から拾い出す必要があります。

ただし、中には、一見すると矛盾している情報や、古すぎる情報なども混在している可能性もあります。情報の新しきや詳しき等に注意しながら、チーム内で複数の視点から、何が信頼できる事実であり、その事実からどのような本人の意思が導かれるかを検討するこ

コメントの追加 [2]: 本ガイドラインでは、後見人等の権限濫用防止の観点から、意思推定を代行決定の一類型であると位置付けています。代行決定に安易に進まないように、これらの留意事項が踏まえられているかどうかについても確認しておきましょう。

「意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン」より引用

3 意思決定支援をふまえた後見事務のガイドライン

意思決定支援後のプロセス

演習事例のその後

【意思推定に基づく代行決定の検討】

- 本人の意思推定のための明確な根拠となる関連資料として、ケアプラン、訪問介護記録、サービス実施記録表、本人情報シート、インコの写真を用意し、それらを見ながらチームで話し合った。
- 本人がデイサービスで、「俺も爺になって歩けなくなってきた、インコと一緒にここにくるかな」とたびたび言っていたことや、インコの写真を見せた際に本人が目を見開き声を挙げたことが確認できたため、本人が通い慣れており、インコも預かってくれていたデイサービスに併設の特別養護老人ホームへの入所の契約をすることとした。
- 本人の状態像から、後見類型に移行する方がよいかどうかの検討も行ったが、「今後の刺激によって、本人のコミュニケーション力が変化していく可能性がある」という医師の見解があり、これから入所するホームでの生活を見守ってから、類型変更については再検討することとした。

【その後】

- 退院後、入院時からインコを預かってくれていたデイサービス併設の特別養護老人ホームに、本人は入所した。本人は、「だからさ」「あれだよ」という言葉以外に言葉を発することはできないが、表情豊かに喜怒哀楽を示すようになった。また、指を指したりしながら、「外に出たい」「インコのところに行きたい」といった内容を、表現できるようになってきた。



参考事例 ②

- 肺炎の治療で入院中、土砂崩れにより自宅が半壊状態になった。本人の帰宅願望が強いが、修繕費用を出すことが経済的に困難。本人は入院中に認知症が進行している。



- 外出許可をとって本人に半壊状態の自宅を見てもらったり、修繕費用の見積もりを見てもらったりして帰宅が困難であることを理解してもらったものの、記憶保持が難しく「うちに帰りたい」と発言している。



本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面等

- 意思決定支援の結果、本人が意思を示した場合や、本人の意思が推定できた場合であっても、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合等。

➡ 法的保護の観点から、最善の利益に基づいた代行決定を行うことが許容される

- 重大な影響といえるかどうかについての判断要素。

- ① 本人が他に採り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか。
- ② 一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか。
- ③ その発生に確実性があるか。

I. 第三者からみれば必ずしも合理的でない意思決定であったとしても、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が発生する可能性が高いとまでは評価できない場合
本人の意思（推定意思）に基づいて支援を行うことが期待される。

II. 重大な影響が発生する可能性が高いと評価される場合

法的保護の観点から、以下の判断を行うことがある。

- ① 本人の意思実現について同意しない。
- ② 最善の利益に基づく代行決定（代理権、取消権の行使）… * 4

留意点

- 第三者からみれば必ずしも合理的でない意思決定であったとしても、「本人にとって見過ごすことのできない重大な影響」が発生する可能性が高いとまでは評価できない場合には、後見人等も含めた支援者らは、本人の信条・価値観・選好に基づいて支援を実施します。

【様式4】 本人にとって見過ごすことができない重大な影響に関するアセスメントシート

記入例・解説

この様式は、本人の表明された意思又は推定意思を実現しようとする「本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面」において使用します。
本人に当該意思決定に関する意思決定能力が十分にあると思われる場合でも、本人を保護するという観点から、本人の意思決定に介入する必要があるかどうかを吟味します。

コメントの追加 [1]: 様式4及び様式5の記入例は、「参考事例」とは別の事例を前提としたものです。具体的には、本人が半壊状態となった自宅への帰宅願望が強く、支援者らが一連の意思決定支援を行ったものの、本人の意思を実現すると、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるおそれがあると考えられたため(様式4)、最終的に、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行った(様式5)という事例です。実際には、様式1を作成したのち、様式4及び様式5を作成する流れとなりますが、様式1の記載例は省略しています。

I. 概要 【様式】と同じにつき記載省略

| | | | | | |
|--------------------|--|-----|-------|--------|------------|
| 本人 | △△ △△ | 記入者 | ×× ×× | 本人との関係 | 成年後見人○○ ○○ |
| テーマ (課題となる意思決定) | 居所の決定(肺炎の治療で入院中、土砂崩れにより自宅が半壊状態になった。本人の帰宅願望が強いが、修繕費用を出すことが経済的に困難。本人は入院中に認知症が進行している。外出許可をとり本人に半壊状態の自宅を見てもらったり、修繕費用の見積もりを見てもらったりして帰宅が困難であることを理解してもらったものの、記憶保持が難しく「うちに帰りたい」と発言している。) | | | | |
| 過去の支援状況 | ■【様式1】添付 <input type="checkbox"/> 【様式2】添付 <input type="checkbox"/> 【様式3】添付 | | | | |
| 実施日 | ○年 ○月 ○日 ○時 ○分～ ○時 ○分 場所(○○病院相談室) | | | | |
| 検討メンバー | 成年後見人、医療ソーシャルワーカー、民生委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、姪の子 | | | | |

II. 本人の示した意思(推定意思)の実現は、本人にとって見過ごすことができない重大な影響を生ずるかどうかの検討

| | |
|---|--|
| 本人が他に採り得る選択肢と比較して、明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか。 | ■はい⇒根拠 <input type="checkbox"/> いいえ 今の状態の家に住むことについて、役所の建築指導相談課に相談したところ、「柱や壁が傾いているため、倒壊のおそれが高く、危険」との回答であった。 |
| 一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか。 | ■はい⇒根拠 <input type="checkbox"/> いいえ 自宅に戻り、家が倒壊した場合、逃げ遅れて本人の命が失われるという重大な影響を生じうる。 |
| その発生の可能性に確実性があるか。 | ■はい⇒根拠 <input type="checkbox"/> いいえ 役所の建築指導相談課の回答によれば、通常レベルの台風や地震であっても一旦発生すれば「倒壊のおそれは高く」、高齢の本人が逃げ遅れて本人の命が失われるとの結果が発生する確実性がある。 |

コメントの追加 [2]: この場面では、本人の自己決定権の不当な侵害とならないように、3つの要件がそれぞれ満たされるかどうかを慎重に検討する必要があります。たとえ周りからは不合理に見える内容だとしても、本人の示した意思(推定意思)を実現した場合に、「取り返しがつかないような結果がほぼ確実に生じる」とまでは言えないならば、本人なりの価値観に基づいた意思決定と考え、本人の意向に寄り添った支援を試みる事が望まれます。他方、「取り返しがつかないような結果がほぼ確実に発生する」場合、例えば、自宅での生活を続けることで本人が日常生活すら維持できない場合などは、本人を保護するという観点から、本人の意思とは異なる代行決定を行うことが許容されることもあります。その場合、チームによる複数の視点から検討することが大切です。

- 上記検討の結果、
すべて「はい」に該当する
⇒以下の方法につき検討
本人の意思決定に同意しない(同意権・代理権を行使しない)
■本人の示した意思とは異なる形で代行決定(代理権、取消権の行使)を検討する
⇒様式5(本人にとっての最善の利益に基づく代行決定の検討)へ
上記以外
⇒意思又は推定意思の実現へ

「意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン」より引用

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

1

意思決定支援を尽くしても本人の意思が明確ではなく、かつ、本人の意思を推定することさえできない場合。

2

本人が表明した意思や推定される本人の意思を実現すると本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じてしまう場合。



後見人等は、「本人にとっての最善の利益」に基づく代行決定を行うことが許容される。

●本人にとっての最善の利益とは、「この方が本人のためだ。この人はこういうふうに行動すべきだ。」と第三者の価値観で決めるものではない。

●本人の意向・感情・価値観を最大限尊重し、最後の手段として検討する。

- ①本人の立場に立って考えられるメリット、デメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討する。(バランスシート表)
- ②相反する選択肢の両立可能性があるかどうかを検討する。
- ③本人にとっての最善の利益を実現するに当たり、本人の自由の制約が最小化できるように検討する。

●アセスメントシート様式5に記入。

【様式5】 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定に関するアセスメントシート

| II. 検討 | | 記入例・解説 | | | | | | | | | |
|---|--|--|--------------|------------------|--|-------------|--------------|--|--|--|--|
| 本人にとっての最善の利益を検討するための前提条件 ※すべての条件を満たしている必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ■意思決定の期限が迫っており、これ以上決定を先延ばしできない。 ⇒期限：〇年 〇月 〇日まで ■後見人等による代行決定が及ぶ意思決定である。 ■本人の好み・価値観その他本人にとって重要な情報が十分に得られている。 ■本人が最善の利益の検討過程に参加・関与できる機会が考慮されている。 | | | | | | | | | | |
| 代行決定に当たっての留意事項 ※チェックできない項目がある場合には、第1～第3原則に沿った支援ができていたかどうか、チームで再度検討してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ■結論が先にありきになっていない。 ■本シートが結論の後付けの根拠資料として使われていない。 ■本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていない。 ■支援のしやすさを優先していない。 ■支援のための根拠付けになっていない。(サービスの利用を検討している場合のみ) ■サービス利用ありきになっていない。 | | | | | | | | | | |
| 本人にとっての最善の利益の検討 考える選択肢の提示と比較検討(本人の好み・価値観に近い順、自由の制約がより少ない選択肢から順に、本人の視点を踏まえてそれぞれの要素を検討してください。) | <p>選択肢1：自宅近くのグループホームに入所する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選択することのメリット</th> <th>選択することのデメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅や庭を見に帰ることができる。</td> <td>本人の厚生年金では、グループホームの利用料を支払うことができず、預金を崩しながら生活することになる。7年暮らしたところで、赤字にはならない入所施設への切り替えをしなければならない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>選択肢2：県外(姪の娘がいる地域)の特別養護老人ホームに入所する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選択することのメリット</th> <th>選択することのデメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最期まで、過ごすことができる。姪の娘がいる地域なので、姪が面会することができる。</td> <td>自宅や庭を見に帰ることができない。近隣の友人が面会に来ることはわずかしく、これまでの人間関係が切れてしまう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※選択肢はできる限り多く検討してください。</p> | 選択することのメリット | 選択することのデメリット | 自宅や庭を見に帰ることができる。 | 本人の厚生年金では、グループホームの利用料を支払うことができず、預金を崩しながら生活することになる。7年暮らしたところで、赤字にはならない入所施設への切り替えをしなければならない。 | 選択することのメリット | 選択することのデメリット | 最期まで、過ごすことができる。姪の娘がいる地域なので、姪が面会することができる。 | 自宅や庭を見に帰ることができない。近隣の友人が面会に来ることはわずかしく、これまでの人間関係が切れてしまう。 | | |
| 選択することのメリット | 選択することのデメリット | | | | | | | | | | |
| 自宅や庭を見に帰ることができる。 | 本人の厚生年金では、グループホームの利用料を支払うことができず、預金を崩しながら生活することになる。7年暮らしたところで、赤字にはならない入所施設への切り替えをしなければならない。 | | | | | | | | | | |
| 選択することのメリット | 選択することのデメリット | | | | | | | | | | |
| 最期まで、過ごすことができる。姪の娘がいる地域なので、姪が面会することができる。 | 自宅や庭を見に帰ることができない。近隣の友人が面会に来ることはわずかしく、これまでの人間関係が切れてしまう。 | | | | | | | | | | |
| 結論：最善の利益に基づく代行決定の内容及びその理由 | 代行決定の内容：自宅近くのグループホームに入所する。 | 理由：本人は、姪の娘のことを覚えておらず、姪の娘の面会があっても喜ぶことはない。これまでの本人の生活を考えると、友人が面会に来ることが出来るGHの利用が望ましいということになった。 | | | | | | | | | |
| モニタリング実施時期 | ■3か月後 □6か月後 □その他 () | | | | | | | | | | |

コメントの追加 [1]: まずは、代行決定に安易に進まないように、これらの前提条件を満たしているかを確認しましょう。

コメントの追加 [2]: これらの留意事項が踏まえられているかどうかについても確認しておきましょう。

コメントの追加 [3]: 「本人が選択しそうな選択肢」を複数挙げ、本人の立場に立って考えられるメリット、デメリットを可能な限り示した上で、比較検討してみましょう。

また、選択肢が両立するかどうか、本人の自由の制約が最も少ない選択肢はどれかを吟味しましょう。大切なのは、後見人等は本人の信条・価値観・嗜好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を探ることです。これは、「これが本人にとっていい選択だろう」と後見人等の価値観に基づき判断するものではありません。なお、意思推定の場面と同様、チームによる複合的な視点で吟味しましょう。

コメントの追加 [4]: 代行決定の後、今回の支援の結果についてモニタリングを実施する時期を決めておきましょう。具体的には、その時期に、改めて本人の状態を把握した上で、もう一度意思決定支援をし直すべきか、あるいは代行決定した選択肢と別の選択肢を用意すべきか等について検討します。

なお、代行決定はその場限りの介入であり、別の課題における意思決定の機会においては、ガイドライン第1原則(全ての人には意思決定能力があると推定されること)に立ち戻って、様式1による本人の意思決定支援を改めて展開します。

参考事例 ②-2

【本人にとっての最善の利益に基づく代行決定】

- 自宅近くのグループホームに入所するか、県外（姪の娘がいる地域）の特別養護老人ホームに入所するかを注意深く検討し、メリットデメリットを整理した。
- 本人は、姪の娘のことを覚えておらず、姪の娘の面会があっても喜ぶことはない。これまでの本人の生活を考えても、友人が面会に来ることが出来るGHの利用が望ましいということになった。



本日のまとめ

意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

1. 意思決定能力の存在推定
2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
3. 不合理にみえる決定≠意思決定能力がない
-
4. 本人の推定意思に基づく代行決定
-
5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
6. 代行決定の限定行使
7. 第1原則へ戻る

この原則は、意思決定支援と代行決定の考え方の1つとして示しているものです。
第4原則については、成年後見人等に広い法的代理権(権限)を持つ存在であることから、より慎重な対応が求められる代行決定の領域に位置付けています。

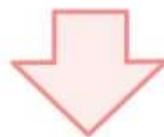
厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」
スライドより引用

第1原則 / 意思決定支援の原則①

第1原則 意思決定能力の存在推定

全ての人は意思決定能力があることが推定される。

どのような人であっても、本人には意思があり、
決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします。



本人には決める力がある
という前提で関わる



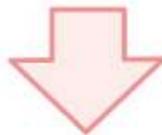
意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン
研修資料より引用

意思決定支援については様々な考え方があります。
考え方の1つとして紹介するものです。

第2原則 / 意思決定支援の原則②

第2原則 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を
尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

意思決定のための最適な環境（ベストチャンス）を整えるための
支援をし尽くさなければ、代わりに決めることはできません。



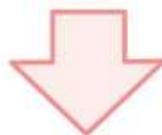
あらゆる支援をし尽くして

意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン
研修資料より引用

第3原則 / 意思決定支援の原則③

第3原則 不合理に見える決定 ≠ 意思決定能力がないということ
一見すると不合理に見える意思決定でも、
それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

後見人等からみて、合理的とはいえない判断をしたとしても、
それだけで意思決定能力がないと考えてはいけません。



不合理に見える決定も
尊重されるべき

意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン
研修資料より引用

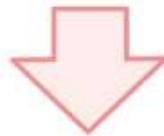
第4原則 / 代行決定の原則①

後見人等には法的代理権が付与されていることから、代行決定の原則として整理しています。

第4原則 推定意思に基づく代行決定

意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、推定意思に基づく代行決定に移行します。この場合、明確な根拠に基づき、本人の意思を推定します。



〇〇だから、この人ならば、
〇〇を選ぶはず

意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン
研修資料より引用

第5原則 / 代行決定の原則②

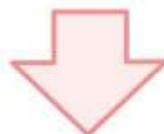
第5原則 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

①本人の意思が推定できない場合や、
②表明されている意思が本人にとって見過ごすことができないような重大な影響を生じるものである場合には、



(本人にとっての)最善の利益に基づく方針を採ります。
この場合、本人の信条・価値観、選好を最大限尊重します。



この人にとっての、一番よいことは？

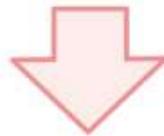
意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン
研修資料より引用

第6原則 / 他者が決定する場合の原則

第6原則 代行決定の限定行使

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

本人を守るためにこれ以上先延ばしにできない場合で、さらに他に手段がない場合には、代わりに決めることになります。代わりに決める際も、本人にとって最も制限が少ない手段を検討します。



どうしても必要なときは、
もっとも制限が少ない方法で

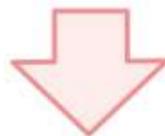
意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン
研修資料より引用

第7原則 / 意思決定支援の原則へ

第7原則 第1原則へ戻る

一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

代わりに決めなければならなかったとしても、ずっと代わりに決め続けることはできません。次の意思決定の場面では、「決める力がある」という前提で関わりを始めます。



本人には決める力があるという
前提に戻る

意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン
研修資料より引用

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

知っておきたい4つのこと

①

「意思決定支援」では、すべての人には意思があるという前提に立って、本人が自分で自分のことを決めるにあたり、一人ひとりに合わせた支援をおこなうことを大切にします。

②

障害者権利条約には、“私たちのことを私たち抜きで決めないで”(Nothing About us without us)というメッセージがあります。その意思決定に、“私(本人)”は本当の意味で参加していますか。

③

「私の人生を私として生きる」希望どおりといかずとも、いろいろな間違いや不自由もあるけれど、自ら選択し、自分の生活・暮らしを生きていると感じられるでしょうか。

④

それぞれの環境や状況に応じて、必要な配慮や支援を受ける機会が保障され、本人の意思が尊重される社会、本人の尊厳が確保される社会の実現が望まれます。

【参考資料】
各種ガイドラインのエピソードと
支援ツール等のご紹介

こんなことがありました

統合失調症があり、施設入所していたAさん。足を骨折したことから、リハビリも兼ねて、施設で行う体操教室に熱心に参加していました。

ある時、入所者を対象に、施設外に出かけるレクリエーションが催されることになり、新人の職員は骨折でしばらく外に出られなかったAさんに、外出の機会を作ってあげようとレクリエーションへの参加を促しました。しかし、レクリエーションの日程を確認しても、Aさんは黙り込んでしまうばかり。「きっと意味が分からないんだ」と考え、新人の職員はそれ以上Aさんに聞くことをやめてしまいました。



厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）4頁より引用

厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）2頁より引用

どう考える？

黙っているAさんは、
何も考えていなかったのでしょうか？

Aさんは、自分が言いたいことを
話しやすい環境だったのでしょうか？

もし、あなたがAさんと同じように、「どうせ分からないから」、
「後でこんなはずじゃなかったと言われるのが嫌だから」
といて、何もしてもらえないとしたら、どう思うのでしょうか？

厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）4頁より引用

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び嗜好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び嗜好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面(食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面)
- ② 社会生活における場面(自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面)

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面

・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自己決定できるように支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子の観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と嗜好等の記録

意思決定に関する記録の
ファイルバック

こんなことがありました

認知症があり、要介護1のBさん。日曜大工が趣味で、自転車に乗ってよく近所のホームセンターに買い物に行っていました。

しかし、事故や途中で道に迷うことを心配した家族は、ケアマネジャーに鍵を取り上げて自転車を処分したいと相談。「必要なものは買ってきてあげるから、もうやめて」と、Bさんに詰め寄ると、「もういい、分かった」と言い残して、Bさんは部屋を出て行ってしまいました。

家族はBさんが納得してくれたと喜んでいましたが、ケアマネジャーには、Bさんがとても元気がないように見えました。



どう考える？

Bさんが言葉にしたことは、
Bさんの思いの全てなのでしょうか？

どうしてBさんは、
元気がなくなってしまったのでしょうか？

難しいことを決められる時って、どういう時でしょうか？
一般論で正しいと思えることだけが、正解でしょうか？

厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）8頁より引用

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの概要

趣旨

認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの。

誰のための誰による意思決定支援か

認知症の人を支援するためのガイドラインであり、また、特定の職種や特定の場面に限定されるものではなく、認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人による意思決定を行う際のガイドラインとなっている。

意思決定支援の基本原則

認知症の人が、意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要。本人の示した意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重される。
また、意思決定支援にあたっては、身近な信頼できる関係者等がチームとなって必要な支援を行う体制（意思決定支援チーム）が必要である。

意思決定支援のプロセス

人的・物的環境の整備

- ◎意思決定支援者の態度
- ◎意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮
- ◎意思決定支援と環境

意思形成支援

：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

+

意思表明支援

：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

+

意思実現支援

：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

各プロセスで困難・疑問が生じた場合、
チームでの会議も併用・活用

こんなことがありました

84歳のCさんは、子供の頃から低肺機能状態で軽度の心不全も合併。70代で脳梗塞、80代になって変形性膝関節症で介護が必要になり全人工関節置換術を経験。手術後に誤嚥性肺炎も発症し、食が細って声をかけても返事をしないことが多くなってきました。担当医は「今後肺炎を繰り返したり、脳梗塞や心不全の可能性もある」と判断しているのですが、Cさんの家族は、「本人を不安にさせたくない」と言い、伝えられないままになっていました。担当医はCさんに伝えるべきか、伝えないでいくべきか、日々悩んでいるのですが…



厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）12頁より引用

どう考える？

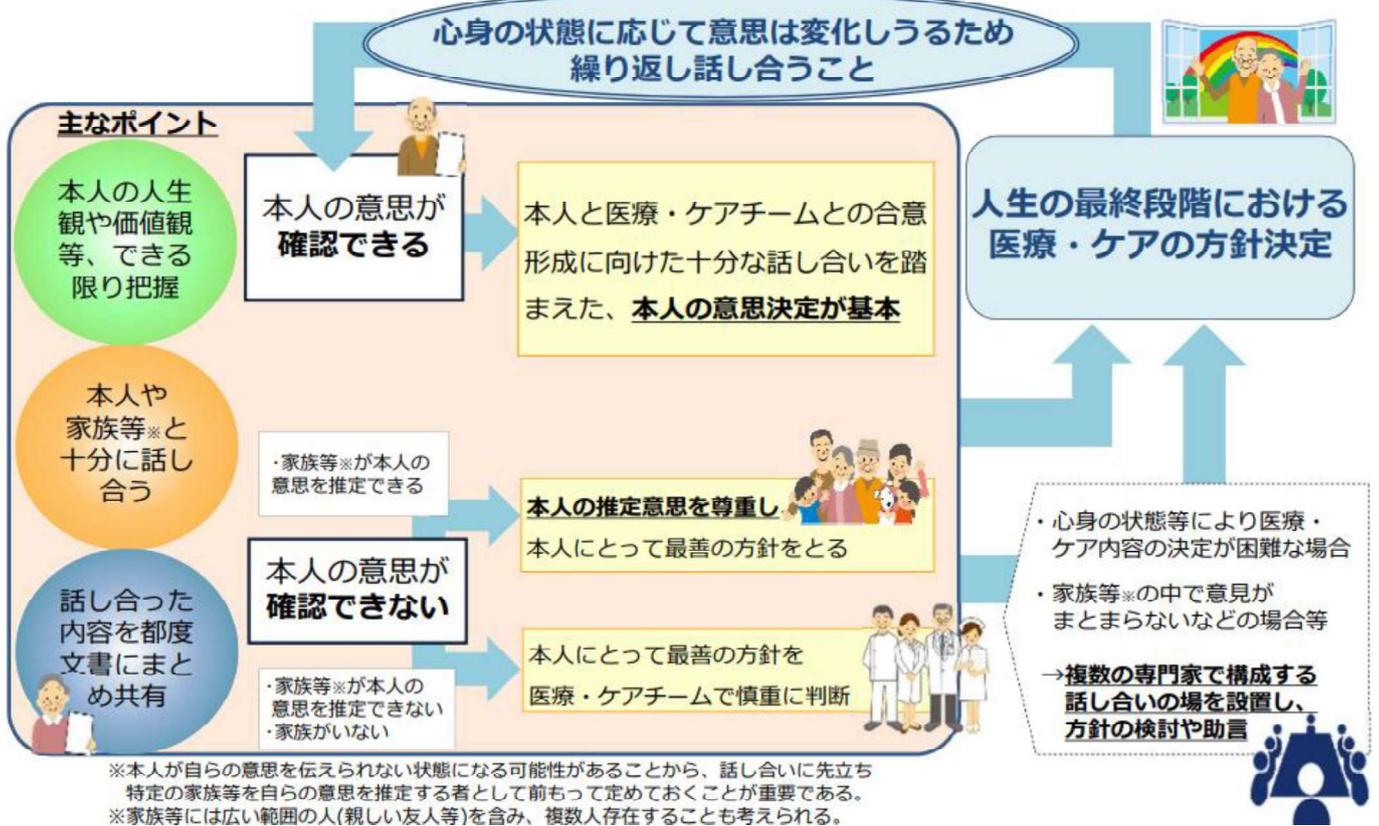
Cさんの状態や環境が変わっているのに、大切なことや難しい問題に対して、いつも同じ決定で良いのでしょうか？

あなたがCさんの立場だったら、命に関わる問題を、「あなたが不安になるから知らせなかった」と言われて納得できるでしょうか？

ご本人の決定を確認しづらい時、あなたが家族や支援する立場だったら、誰か一人の推測に任せてしまって安心できるでしょうか。また、あなたがご本人だったら、自分のことを理解していない人に、「この人はきっとこうだから」と、一方的な推測で決められて嬉しいでしょうか？

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」 における意思決定支援や方針決定の流れ（イメージ図）（平成30年版）

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から本人・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進めること。



「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の概要

ガイドラインの支援の対象者(P6)

身寄りがない人：身寄りがない人に加えて、例えば、次のような人を想定

- ① 家族や親類へ連絡がつかない状況にある人
- ② 家族の支援が得られない人

医療機関がいわゆる「身元保証・身元引受等」に求めている機能・役割(P6)

- ① 緊急の連絡先に関すること
- ② 入院計画書に関すること
- ③ 入院中に必要な物品の準備に関すること
- ④ 入院費等に関すること
- ⑤ 退院支援に関すること
- ⑥ (死亡時の)遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

➡ 「身元保証・身元引受等」に対して医療行為の同意をする役割を期待している事例もあるが、医療行為の同意については、本人の一身専属性がきわめて強いものであり、「身元保証人・身元引受人等」の第三者に同意の権限はないものと考えられる(具体的対応については8ページ参照)。

身寄りがない人への対応(P11)

次の(1)～(3)に分けて具体的な対応を明示。どの場合でも、本人の意思を確認・尊重しながら支援を行うことが原則

- (1) 判断能力が十分な場合
- (2) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合
- (3) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

こんなことがありました

てんかんがあり、要介護1で成年後見制度を利用しながら一人暮らしをしていたDさん。

通っていたデイサービスでは「動けなくなったら、飼っているインコといっしょにここに来るかな」などと周りの人に言っていました。

ある時、脳梗塞を起こし、入院。重度の麻痺が残り、歩くことができなくなったばかりか、保佐人は主治医から「言語障害や認知症の可能性もある」と告げられました。その後、容態は少しずつ回復。保佐人は退院に向けて、「退院後の暮らし方」についてDさんに確認しようとしたのですが、Dさんは全く反応してくれません。退院の期限は近づいてきています。



厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）16頁より引用

どう考える？

ご本人に尋ねても、返事ができない状態にある時、
あなただったらどうするでしょうか？

Dさんは、「インコとずっといっしょにいたい」と思っていたようですが、
あなたがDさんの今後の暮らし方について意見を求められたら
どうするでしょうか？

Dさんに代わって保佐人が退院後の暮らし方を決めた場合、
この後もずっと全てを保佐人が決めていってよいのでしょうか？
あなたがDさんだったら、どうしてほしいのでしょうか？

厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）16頁より引用

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？

本人にとって重大な影響を与えるような契約等をする場合は、**意思決定支援**が必要です。

- 例
- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
 - 自宅や高額な資産を売却する場合
 - 特定の親族に対する贈与を行う場合 など

すべての人には、自分のことを決める力があるというのが支援の出発点です。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、チームで行います。

意思決定支援のプロセス

チーム全体

1 チームをつくります



2 支援のための環境を整えます

- 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
- 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。

3 これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します



4 本人を変えて意思決定支援のためのミーティングを行います

- 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともあります。※上記1～3に戻ることもあります。

ガイドラインに載っているチェックポイントを確認しながら進めましょう！

意思決定支援後のプロセスへ(右側→)

後見人等の役割

メンバーがバランスよく選ばれるよう気を付けましょう。

本人の気持ちや個性に沿って準備が進められているかをチェックします。

チームがうまく機能していないときは、チームメンバーに改善を求めることも重要です。

本人が取り残されないように、本人のペースに合わせた進行になっているか気を付けましょう。

意思決定支援後のプロセス



意思決定能力アセスメント
支援者が支援を尽くしたかどうか、チームで検討しましょう！戻りたくないときは、支援に戻りましょう。

本人は意思決定をすることが困難とは言えない

本人はその時点でその課題について意思決定をすることが困難

意思決定支援へ戻る

意思決定アプローチ
本人の意思・嗜好を推定する

推定意思の実現の支援に移る

本人の意思・推定意思を実現すると、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される

意思の推定すら困難

本人にとっての最善の利益アプローチ
「本人にとっての最善の利益」を検討し、後見人が代行決定を行う
このアプローチは、最後の手段です。意思決定支援を戻しましょう。なお、「本人にとっての最善の利益」とは、本人の意向・感情・価値観を最大尊重しながら、他の要素も考慮する、という考え方で、「こうするのが本人のためだ。」と第三者の価値観で決めることは異なります。

※「様式1～5」は、対応するアセスメントシートの様式です。

意思決定支援に関する参考文献のご紹介

意思決定支援と権利擁護の理論的考察・本質に関心があるなら・・・

日本福祉大学権利擁護研究センター(監修),
平野隆之・田中千枝子・佐藤彰一・上田晴男・小西加保留(編集)

権利擁護がわかる意思決定支援:法と福祉の協働
(ミネルヴァ書房/2018. 6)



ソーシャルワーカーに求められる意思決定支援のあり方を学びたいなら・・・

公益財団法人 日本社会福祉士会(編)

**ソーシャルワーク実践における意思決定支援:
マイクロ・メゾ・マクロシステムの連鎖的変化に向けたエンパワメント**
(中央法規/2023. 8)



各種意思決定支援ガイドラインの関係性や活用事例を知りたいなら・・・

名川勝・水島俊彦・菊本圭一(編著)

**事例で学ぶ
福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック**
(中央法規/2019. 12)



